

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

本日、相模原市人事委員会は、相模原市議会及び相模原市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会による給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として、地域の民間従業員等との均衡を考慮し、社会一般の情勢に適応した適正な職員の給与等勤務条件を確保する機能を有するものです。

本年、人事院は、行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、職員の給与と比較する対象の企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引き上げており、本市でも、職員の採用が困難な状況にあることや他の公務員との均衡も考慮し、比較対象企業規模を「100人以上」に引き上げることとしました。

そして、本委員会において、本市職員と市内民間従業員の給与等について調査し、精確な比較をしたところ、月例給は13,591円(3.51%)、特別給は年間0.04月分本市が下回っていたことから、この較差を是正するために4年連続となる引上げを勧告いたしました。

特に、月例給は、本委員会発足以来、最大の引上げであった昨年を大幅に上回る引上げとなっております。

これからも私ども人事委員会といたしましては、地方公務員法の趣旨に則り、中立的・専門的に責任と役割を果たしてまいりたいと考えております。

市議会及び市長におかれましては、本委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づいて適切に対応されますようお願いいたします。

市民の皆様におかれましては、本給与勧告制度の意義や役割に深い御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年10月7日

相模原市人事委員会
委員長 伊 藤 信 吾